**平成２７年（フ）第２１２２号**
札幌市白石区本郷通７丁目北１番18号　ハイツハクヨウ202号
債務者　大宮　恵理（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１３０号**
札幌市南区南沢４条４丁目11番５号
債務者　森廣　将人
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１３５号**
札幌市豊平区月寒東５条10丁目１番９号　コーポ緑201号
債務者　白藤　　勝
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１３６号**
札幌市豊平区月寒東５条10丁目１番９号　コーポ緑201号
債務者　白藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１５９号**
札幌市東区北43条東２丁目３番11号　サニーハイツ２階11号
債務者　岡部　吉弘
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１６４号**
札幌市西区八軒10条東３丁目１番15―703号
債務者　大石　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１８０号**
札幌市東区北33条東18丁目３番８号　33条ハウス３号
債務者　佐々木昭彦
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３３２号**
群馬県前橋市樋越町742番地１　アドバンスⅣ　102号
債務者　影山　泰子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３３８号**
群馬県伊勢崎市境下武士2625番地１
債務者　吉野　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３４３号**
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目332番地３　広木マンション205
債務者　上村タメオこと　ＵＥＭＵＲＡ　ＴＡＭＥＯ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３４８号**
群馬県伊勢崎市北千木町833番地２
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５０号**
群馬県前橋市駒形町540番地１　グランシャス　102号
債務者　一倉　達朗
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０４０号**
千葉市稲毛区宮野木町1144番地２　メゾン宮野木７号
債務者　橋本　佳子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５６号**
静岡県沼津市平沼964番地の２、前住所静岡県沼津市小諏訪207番地の４
債務者　鈴木　光將
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第９１１号**
大阪府柏原市本郷３丁目９番３－106号　カームネス柏原、前住所和歌山市下三毛827番地27
債務者　酒井　　淳
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０７６号**
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅９棟206号
債務者　渕上　玲弥
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４４８号**
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番29―11号
債務者　岩下幸之助
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係